

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2020年10月20日
【会社名】	内海造船株式会社
【英訳名】	Naikai Zosen Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 原 耕作
【本店の所在の場所】	広島県尾道市瀬戸田町沢226番地の6
【電話番号】	(0845)27 - 2111
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 井戸垣 篤広
【最寄りの連絡場所】	広島県尾道市瀬戸田町沢226番地の6
【電話番号】	(0845) 27 - 2111
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 井戸垣 篤広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 内海造船株式会社東京支社 (東京都品川区南大井6丁目26番3号(大森ベルポートD館)) 内海造船株式会社大阪支社 (大阪市此花区西九条5丁目3番28号(ナインティビル))

1【提出理由】

当社に対して訴訟を提起されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 訴訟の提起があった年月日

訴訟提起日：2020年9月30日（東京地方裁判所）

訴状送達日：2020年10月19日

(2) 訴訟を提起した者の名称、所在地及び代表者の氏名

名 称：三菱造船株式会社

所 在 地：神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

代表者の氏名：取締役社長 北村 徹

(3) 訴訟内容及び請求金額

訴訟内容：当社が建造した船舶の構造について、三菱造船株式会社から同社が有する特許（2018年1月1日付で吸収分割により三菱重工業株式会社から承継）を侵害しているとして、特許権侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起されたものである。

請求金額：1,240百万円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済みまで年利5%の割合による金員

(4) 今後の見通し

当社としては、上記特許権は無効であり、当社建造船は上記特許権を侵害していないと考えており、本訴訟が当期の業績に与える影響はないものと判断しているが、今後、裁判の進捗に伴い、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示する。

以 上